

第4回三豊市文書館協議会 会議録【要旨】

1. 開催日時：平成22年3月26日（金）
 - 13時30分～14時50分 [視察研修]
 - 16時20分～17時50分 [議題協議]
2. 開催場所：[視察研修] 岡山県立記録資料館
[議題協議] 三豊市役所301会議室
3. 出席者（敬称略）
 - 1号委員：藤田明美、吉田隆幸、和田 仁、嶋田典人
 - 2号委員：小野英樹、安藤 強、横山和典、森 健、木下 実（視察研修は欠席）条例第5条第4項に定める者：市民部市民課課長補佐 松井隆幸
事務局：総務課長 神原道央、横山 功、千秋浩幸、三宅高文
4. 傍聴者：なし（会場の都合により非公開）

次 第

1. 開会
2. 副館長あいさつ
3. 岡山県立記録資料館の視察研修
4. 会長あいさつ
5. 議題
 - (1) 答申（案）について
 - (2) 三豊市文書館耐震改修及び整備工事実施設計業務について（報告）
 - (3) 今後の協議会の開催日程について
 - (4) その他
6. 閉会

資料一覧

- 資料1 「三豊市文書館基本構想」及び「三豊市文書館運営計画」の策定に関する答申（案）
資料2 三豊市文書館協議会 活動計画書

会議の概要

1. 開会
[第4回三豊市文書館協議会の開会宣言]
[会議の非公開に関する説明]
2. 副館長あいさつ
[岡山県立記録資料館副館長あいさつ]
3. 岡山県立記録資料館の視察研修
[岡山県の公文書保存・利用の取り組みについて、定兼副館長による研修]

[副館長の案内により施設を視察]

4. 会長あいさつ

[あいさつ]

5. 議題（以下、議事録）

【議題（1）答中（案）について】

（会 長） 議題（1）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局） それでは、お手元の資料について説明します。なお、「はじめに」につきましては、文章表現を大きく変えています。また、資料の中の網掛け部分は、変更・追加・削除をした部分です。

[「三豊市文書館基本構想」及び「三豊市文書館運営計画」の策定に関する答中（案）の変更部分の説明]

以上、前回の協議会での指摘や提案を考慮した内容に修正しています。

（会 長） 前回と同様に、3つの部分（「はじめに」「基本構想」「運営計画」）に分けて進めていきます。

まず、「はじめに」について、全面的に表現を変えていますが、これについてご意見やご質問はありませんか。

（委 員） 「三豊市においては早期に「基本構想」及び「運営計画」を策定され」のところで、「基本構想」と「運営計画」の前に「文書館」を付けて、限定的にしたらどうでしょうか。

（会 長） 今の提案について、ご意見はありませんか。

（委 員） その提案でいいと思います。

（会 長） それでは、「文書館」を付け加えます。

他にありませんか。

無いようですので、次の「基本構想」に移ります。

ご意見やご質問はありませんか。

（委 員） 3ページ「2.（1）意義 ①」のところで、「文化的価値を有する公文書等」を「文化的価値を有する市の公文書等」と、「市の」という言葉を付けて守備範囲をはっきりさせて、誤解の無いようにしたらどうでしょうか。

（会 長） 何かご意見はありませんか。

無いようですので、「市の」という言葉を付け加えます。

（委 員） 3ページ「2.（2）必要性」の「「公文書館法」に基づき」のところですが、「公文書館法」以外にも関係する法があるかもしれませんので、「「公文書館法」等に基づき」と、「等」を付けます。次に4ページ「2.（2）必要性 ②」の「情報の積極的な公開により」を「非現用文書等に基づく情報の積極的な公開により」と、「非現用文書等に基づく」を付けて、現用文書は守備範囲外ということをはっきりさせます。それから、4ページ「2.（2）必要性 ③」の「情報の共有化により」を「市政に関する情報の共有化により」と、少し幅を広げてもいいと思います。

- (会 長) 今の提案について、ご意見はありませんか。
事務局としてはどう思いますか。
- (事務局) 肉付けをしてもらったので、それで構いません。
- (委 員) 3ページ「2. (2) 必要性」の「公文書館法」に基づき「等」を付けることについて、「等」とは何かと質問されて答えられないようではいけないので、はっきりしたものがあるのなら、具体的に明記したほうが良いと思います。
- (委 員) 8ページ「1. (1) 例規の整備」のところでも多くの条例や規程が出てきますので、ここに関係してくると思っています。これらを具体的に書くのはどうかと思って「等」という言葉を使ってみました。ただ、もっとランクの高い法令だけを対象にするのであれば「等」は無くても良いと思います。
- (会 長) 「等」という言葉は大変便利ですが、根拠も必要ではないかということです。これについて何かご意見はありませんか。
- (委 員) 文書館設置の必要性ということでは、「(1) 例規の整備」に出てくる規則や規程は根拠にならないと思います。三豊市情報公開条例や三豊市個人情報保護条例が「等」に当たるのであればそれで良いと思いますが。
- (事務局) 昨年7月に公布された公文書管理法が「等」に当たるとはありますが、どうでしょうか。
- (委 員) 事務局で根拠があるのなら入れたら良いと思います。
- (会 長) それでは、「等」を入れます。
他にありませんか。
- (委 員) 5ページ「4. (1) 役割分担 ①図書館(室)、②民俗資料館・考古館」のところでも、図書館は「刊行物」を購入し利用に供する。」とありますが、実際には寄贈されるものもあります。図書館も民俗資料館や考古館も設置条例があり、そこに設置の意義が書かれていますので、それをここに書くべきだと思います。例えば、図書館条例では「図書館資料を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供する。」とされていますし、民俗資料館条例では「三豊市の歴史民俗等に関する資料の収集、保管、展示、調査及び研究を行う。」と、考古館条例では「三豊市内外の考古等に関する資料の収集、保管、展示、調査及び研究を行う。」とされています。
- (会 長) これについてどう思いますか。
- (委 員) 根拠があるほうが良いと思います。
- (会 長) これについては、根拠となるそれぞれの条例を基に修正をします。
他にありませんか。
- (委 員) 4ページ「3. 館の役割と機能」の「職員は、以上の業務を行うための調査・研究に努めなければならない。」について、この文章だと職員の技能を高めることはできませんが、文書館が行う「調査・研究」には、もう1つの意味があります。それは、学術的な調査・研究です。そこで、「職員は、以上の業務を行うための調査・研究に努めるとともに、郷土の歴史的・文化的価値を有する公文書(古文書を含む)等の学術的調査・研究に取り組むことが望まれる。」とすればどうでしょうか。「以上の業務を

行うための調査・研究」は、当然行うべき業務であり、内部向けのもので、「学術的調査・研究」は、外部に向けて発信するようなもので、本来行うべき業務とまでは言い切れないので「望まれる」としています。こうすれば、「調査・研究」には2つの面があることを表現できます。

(会 長) これについて何かご意見はありませんか。

(委 員) 「公文書(古文書を含む。)等」について、公文書と古文書は別だと思しますので、文書館条例に書いている「公文書・地域資料等」にしたらどうでしょうか。このように変えても、9ページ「1.(4)対象とする公文書等の範囲」で「②地域資料・・・古文書等」と書いているので、意味としては同じことになります。それと、「学術的調査・研究」について、地域文化の発展のためであればいいのですが、職員が個人的な趣味で行わないように、「地域文化の発展のために」という前置きを入れたほうがいいと思います。

(委 員) 「学術的調査・研究」については、9ページ「1.(2)組織 ③調査・研究部門」にも関係しますが、ここでも内部向きの内容しか書かれていません。私の考えとしては、「学術的」という表現をどこかに入れてもらいたいです。そういう言葉を使いたくないのであれば、それで結構ですが。

(委 員) 「学術的調査・研究」を入れるのはいいんですが、「地域文化の発展のため」など、何か前置きが必要だと思います。

(事務局) 事務局からすると「学術的調査・研究」というのは、現時点では「辿り着ければいいなあ。」と思うくらい高い目標なので、それを考慮して「望まれる」という表現にしていると解釈していいですか。

(委 員) そうです。開館しても職員の人数にも限界があるので、なかなかそこまで行けないということがあると思います。ただ、文書館の性格としては、こういう面もあるということをお答申に入れたいと思っています。これは義務的な業務ではなく、副次的な業務だと考えても構いませんが、お答申に入れることによって文書館が何をやるのかがはっきりします。

(委 員) その文章としては、「職員は、以上の業務を行うための調査・研究に努めるとともに、郷土の歴史的・文化的価値を有する市の公文書・地域資料等を地域文化の発展のため、学術的調査・研究に取り組むことが望まれる。」ということになりますか。

(委 員) そうですね。文書館条例の設置目的にある言葉を使ったんですね。

(委 員) ここの文章には、「学術の振興」や「地域文化の向上」という目的で「調査・研究」を行うことを表現してもらいたいです。

(委 員) 行政側の委員と学識経験者の委員とは、やはり意識の違いがあると思います。行政側からすると、岡山県立記録資料館や香川県立文書館のレベルに達するには、開館してもしばらくは難しいと思いますが、文書館と銘打つ限りは「学術的調査・研究」ができる館を目指すのは当然のことだと思います。ですから、「望まれる」という表現にはなりますが、良い文書館を作るための目標はお答申に入れてもいいと思います。

(委 員) 県立文書館も「これらに関する調査・研究を行い、本県における学術の振興及び地

域文化の向上に資する施設」とされていますので、「学術の振興」や「地域文化の向上」という文言を入れて、最後は「望まれる」で締めくくればいいと思います。

(委員) ただ、三豊市として古文書をどう扱うのかという議論は必ず出てくるので、それを想定しておく必要があります。

(委員) 岡山県立記録資料館では、旧市町の条例や規則をまとめて冊子にしていますが、こういう明治以降のものでも、将来教科書を作るうえで参考になると思います。広い意味で「古文書」という言葉を使っていますが、実際に扱う主なものは公文書ですから、古文書については文書館が軌道に乗ってから考えてもいいと思います。

(会長) 「学術的調査・研究」というニュアンスを入れて、最後は「望まれる」で締めくくってください。実際にはまだまだ先のことになりますが、それもする機関だということを、市民に向けて発信しておくこともいいと思います。

(委員) 将来、学芸員をたくさん雇って「学術的調査・研究」ができる施設になってほしいと思います。

(会長) 他にありませんか。

無いようですので、次の「運営計画」に移ります。

(委員) 8 ページ「1. (1) ⑦三豊市文書館公文書取扱要綱」の中に、「利用除外基準」を入れたらどうでしょうか。岡山県立記録資料館でも利用制限を設けていましたが、「①三豊市情報公開条例」や「②三豊市個人情報保護条例」のところで「適用除外」を作っても、これは三豊市全体のものであり、文書館として公開・非公開の基準を決めておくほうがいいと思います。例えば、移管されて30年経たなければ公開しないという基準があったように、大きな意味では文書館も市役所の一部ですが、やはり市役所とは一線を画する必要があると思います。

(会長) 視察の中で、「ここは見せるところではありません。記録し、保存するところです。」と言われたように、割り切ったところも必要かもしれません。

(事務局) 利用制限について、「③三豊市文書館条例施行規則」の「公開・非公開に係る審査の仕組み」のところで考えていますが、要綱だけでいいのでしょうか。

(委員) 県立文書館では規則でうたい、具体的なことは要綱でうたっています。

(事務局) 県立文書館が規則と要綱でうたっているのなら、三豊市も両方で定めても問題ありません。どこかには定めますが、これは肝心なところなので検討させてください。

(会長) 他にありませんか。

(委員) 9 ページ「1. (4) 対象とする公文書等の範囲 ①市の公文書」について、「市長部局のみならず、市のすべての機関の文書」を「市のすべての機関の非現用文書」にして、現用文書は守備範囲外だということを明確にしたらどうでしょうか。その後の「(5) 公文書等の保存と管理」、「(6) 公文書等の公開」、「(8) 公文書等の調査研究」の「公文書等」についても「公文書(非現用文書)等」にして、対象をはっきりさせます。また、10 ページ「(6) 公文書等の公開」の「現用・非現用文書で非公開とされたものの公開時期等」についても、「現用・非現用文書で非公開とされた移管文書等の公開時期等」と「移管文書等」を付け加えます。

(事務局) 3ページ「2. (1) 意義 ①」の中で「公文書等（歴史資料として重要な非現用公文書等。以下「非現用文書等」という。）」と説明していますので、これでカバーされていると考えています。

(委員) 答申をもらった人が読んで分かるのなら、それで結構です。

(委員) 「基本構想」と「運営計画」は別ものなので、「運営計画」に説明があってもいいと思いますが。

(事務局) それでは、「運営計画」の中にも説明を付けます。

(委員) そのほうが、くどくなくていいですね。

それと、11ページ「(8) 公文書等の調査研究 ②」の「市政に関する情報」に「歴史的・文化的資料」を加えて、「市政に関する歴史的・文化的資料としての情報」とし、その「情報」を限定的にしたらいいいと思います。それから、今回は「調査・研究」にこだわったので、「(9) 古文書等（歴史的・文化的価値を有する非現用文書を含む）の学術的調査研究・・・郷土に関する古文書等の学術的な調査研究を行い、その成果を「目録」や「文書館紀要」等で報告する。」という、新たな文章を追加したらどうでしょうか。

(事務局) 「(8) 公文書等の調査研究」と関係しますので、少し時間をもらって検討したいと思います。

(会長) 「(9) 古文書等（歴史的・文化的価値を有する非現用文書を含む。）の学術的調査研究」の追加については、保留とします。

他にありませんか。

(委員) 9ページ「1. (2) 組織」で「ボランティア団体等の協力を得ながら業務を進めていく。」とありますが、ボランティアの導入については、他の文書館でも議論になることがあります。ボランティアの方を入れるとスムーズに業務ができるかということ、逆にその人たちをまとめることに職員が苦勞することもあります。ですから、ボランティアを強調するのではなく、関係諸団体の協力を得るほうがいいような気がします。それから、「(3) 職員」については、現在の2名だけでは無理なので、職員の増員は当然必要です。先日視察した「天草アーカイブズ」は、天草市立の文書館でありまして、ここには正職員が3名おり、副館長が1名と公文書、古文書担当がそれぞれ1名です。そして、嘱託や臨時の職員が公文書担当には5名、古文書担当には3名、総務関係と館長を合わせると合計10名います。正職員と嘱託・臨時職員13名で仕事をしていて、これは香川県立文書館や岡山県立記録資料館と同規模です。このように、正職員を3名程度置くのが望ましいのですが、嘱託職員についても、公文書なら公文書を扱った経験のある市役所OBを雇用するという増員のやり方をすればいいと思います。「古文書等の寄贈及び寄託を受ける場合には、特にその専門職員の配置も必要である。」とありますが、古文書に限らず、公文書にも専門職員がいる方がいいんです。「天草アーカイブズ」では、公文書の評価選別作業を監査委員事務局を経験された市役所OBが、専門職員の立場で仕事をしていました。ですから、専門職員については、文書館の業務全般をマネジメントできる専門職員という表現に変えてもいい

かと思えます。

(委員) 岡山県立記録資料館の職員構成を見ても、軌道に乗ればこれくらいの人数は必要だと思います。9ページ「(3) 職員」に書いている表現は、市の財政事情に配慮しているのか、とても遠慮がちな気がします。開館する頃には財政事情も良くなっているかもしれないので、「これだけ必要なんだ。」ということを入れたらいいと思います。そして、公文書にも専門職員が必要だと書けばいいんです。誰にでもできる仕事ではないんですから。

(会長) 古文書だけでなく、公文書にも専門職員が必要ということですね。

(事務局) お気持ちはよく分かるのですが、行革で職員も削減しているところですから、検討しにくい部分です。

(委員) 事務局としてはそうだと思いますが、この答申は私たち文書館協議会がするのです。開館はまだ数年先のことで、希望する人員配置がされなかったとしても、それは仕方ないじゃありませんか。目標は高く置いてもらいたいと思います。

(委員) 現実としては、評価選別を待っている公文書が山のようにありますので、その公文書を扱える人が必要です。市役所 OB なら行政資料を見る目があると思いますので、今までの行政的な視点からアーカイブズ的な視点に切り替えて、仕事をしてもらうようになると思います。

(事務局) この文章はどう変えたらいいですか。

(委員) 「専門職員」を古文書に限定するのではなく、「業務全般をマネジメントできる専門職員」という意味にすればいいと思います。

(会長) 他にありませんか。

(委員) 13ページ「3. 三豊市文書館協議会」の「②非公開公文書として移管された公文書の公開」を「非公開文書とされていた移管公文書等の公開」と、少し表現を変えたらどうでしょうか。それと、12ページ「(2) 開設時期及び中長期的ビジョン」を見ると、開館時期がかなり遅れるようですが、今持っている森家の古文書を見せてほしいと来られたらどうしますか。開館するまで待ってもらうのですか。

(事務局) 「(2) 開設時期及び中長期的ビジョン」について、少し説明が不足していましたが、開館が6年後の平成28年度になったわけではありません。開館時期と中長期的ビジョンは、分けて考えてください。3月議会で文書館のハード面の整備が決まり、工事は今年中に完了すると思いますが、例規関係の整備もしなければなりませんので、その両方ができてから開館する方が良く考えています。

(委員) そういうことなら、この文章は変えた方がいいですね。

(事務局) はい、変えます。

(会長) 6月には開館できないということですね。

(事務局) そうです。6月頃から工事に入る予定です。

(会長) 他にありませんか。

無いようですので、次の議題に移ります。

【議題（２）三豊市文書館耐震改修及び整備工事実施設計業務について】

（会 長） 議題（２）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局） 三豊市文書館耐震改修及び整備工事実施設計業務の進捗状況を報告します。まず、耐震改修については図面が出来上がり、現在積算をしているところです。次に整備工事について、文書館のサービス部門を山本支所の中に入れようと内部で検討していましたが、別の用途に使用することになりましたので、現在の文書館の中にサービス部門を作る計画で、設計業者にも指示をしました。次回の協議会には、平面図を提示できると思います。

（会 長） 山本支所の空きスペースを利用する希望を持っていましたが、現在の文書館を整備・改修してサービス部門を作ることになったようです。

何か質問はありませんか。

無いようですので、次の議題に移ります。

【議題（３）今後の協議会の開催日程について】

（会 長） 議題（３）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局） 次回、第５回協議会は平成２２年４月２０日火曜日、山本支所で開催したいと思いますので、よろしくお願いします。

（会 長） その予定でお願いします。

【議題（４）その他】

（会 長） 議題（４）について、何かありませんか。

（委 員） 第６回協議会の開催日程が決まっていないようですが、上旬や下旬といった目安だけでも教えてください。

（事務局） ５月下旬の予定にしています。

（会 長） 他にありませんか。

無いようですので、以上で審議を終わります。

6. 閉会

[事務局あいさつ]